

コソボ多国籍軍 (KFOR) に関する法的諸問題

藤井京子

はじめに

第1節 KFORの法的地位

第2節 KFORとUNMIKとの関係

第3節 KFORと旧ユーゴ国際刑事裁判所との協力

第4節 KFORによる公共の秩序と安全の維持

おわりに

はじめに

コソボ (Kosovo) は、セルビア・モンテネグロ (ユーゴスラヴィア連邦共和国)¹⁾のセルビア共和国内の南部に位置し、アルバニア、マケドニアと国境を接している。このコソボ自治州²⁾では1999年6月半ば以降、国際連合安全保障理事会 (安保理) 決議により授權された多国籍軍、KFOR (Kosovo Force) が治安の維持を担っており、2005年5月現在、依然として現地に展開している。

国連安保理は、紛争後の地域における治安を維持するため国連PKO (United Nations Peace-keeping Operations) を展開し、PKOでは不十分であると思われる場合に多国籍軍を派遣してきた。こうした多国籍軍による治安の維持は、例えばソマリア、ルワンダ、アル

バニア、ボスニア、東ティモール、アフガニスタン、イラクなどで行われてきた。

コソボの場合、アルバニア系住民が約9割を占めており、セルビア系住民が中心の旧ユーゴ連邦にあって自治権を有する州として認められていた。しかし、セルビア民族主義の高まりとともに1989年以降、自治権が縮小され始め、これに反発したアルバニア系住民は分離独立の動きを活発化させた。1998年2月には、アルバニア系武装組織 ‘コソボ解放軍 (KLA)’³⁾とセルビア治安部隊との間で武力衝突に至り、これにユーゴ連邦軍も介入して内戦に発展した。このコソボ紛争を平和的に解決しようとして欧米諸国が中心となってランブイエ会議など開催されたが、こうした外交努力は功を奏さなかった。そして、コソボにおいて人道的惨事が発生する可能性が

1) モンテネグロ共和国とセルビア共和国は、前者の独立要求を契機に連邦を維持していくか否かという問題を協議し、2002年3月14日、ユーゴスラヴィア連邦の名称を捨て、両共和国による緩やかな国家連合 ‘セルビア・モンテネグロ’ とすることに合意した。これを連邦議会が2003年2月4日に承認することにより、国家連合が誕生した (共同通信社編『国際年鑑』共同通信社、2005年4月、590頁)。

2) 面積は10,887km²で岐阜県とほぼ同じで人口は約190万人、その内訳はアルバニア系88%、セルビア系6%、スラブ系ムスリム3%、ロマ系2%、トルコ系1%である (外務省「各国・地域情勢」2003年1月作成。 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/yugoslavia/cosv/genjyo.html>) 2005年5月取得)。

3) ‘Kosovo Liberation Army’ アルバニア語ではUCK (Ushtaria Climatere Kombetere)。小さいグループが対立していたものも含めて次第に統合され、KLAとして1993年に設立された。O’Neill, William G., *Kosovo: An Unfinished Peace* (International Peace Academy Occasional Paper Series), Lynne Rienner Publishers, Inc., US. 2002, p. 23.

強まったとして、1999年3月24日、北大西洋条約機構 (NATO)⁴⁾ 軍がユーゴ連邦に対する空爆を開始し、6月10日まで続けられた。

空爆の最中の1999年5月6日に開催された主要8カ国 (G8) 外相会議が転機となって、ここで合意された和平案に基づいて和平交渉が行われ、同6月9日に停戦協定 (軍事技術協定) が署名された。この協定と翌6月10日に採択された安保理決議1244に基づき、コソボにおいてKFORが展開することになった。またこの決議1244に基づいて、コソボでは暫定的に国連PKOとして設置されたUNMIK, (United Nations Interim Administration Mission in Kosovo)⁵⁾ による統治が行われることになった。このため、KFORはUNMIKによる統治の下で活動することとなり、また旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所と協力する任務も負うこととなった。

NATO軍によるユーゴ連邦への空爆が国際法上、合法であるか否かに関する研究は多い。この事件を契機に、古くて新しい人道的介入論が再び注目され、こうした軍事行動の合法性に関して活発な議論が行われている。他方で、KFORの法的性格に関連する文献はほとんど無い。こうした研究状況のなかでM. ギョーム、G. マリク、およびG. エティエンヌ共著の「コソボにおけるKFORの行動に関する法的枠組」⁶⁾は、KFORとその軍事行動

をめぐる法的諸問題に正面から取組んだ論文である。本研究ノートでは、主にこの論文に基づいてKFORがどのような多国籍軍であるのか、その法的地位をUNMIKや旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所との関係で検討したい。

第1節 KFORの法的地位

1999年6月9日にユーゴ連邦が停戦協定を受諾し、翌10日に安保理決議1244が採択された後、コソボに駐留していたセルビア軍部隊は撤退した。同時に、マケドニアに駐留していたNATO軍のイギリス地上部隊が、平和の回復を確保するためコソボに展開した。2000年5月現在で4万人以上のコソボ軍 (Kosovo Force, KFOR) がこの作戦に従事している⁷⁾。NATO主導で編成されたこの多国籍軍は、国連の権威の下におかれ、統一された指揮・統制の下に展開されている。KFORは当初、中央部プリシュティナに設置された国際参謀本部と5つの多国籍旅団により構成された。この5旅団では、各々が中心となる1カ国の指揮下に数カ国が大隊単位で部隊を提供しており、場合によっては複数国の兵員から構成される混成大隊から成ることもある。5旅団は、西部ペツシュ地区 (イタリアの指揮下)、南部プリズレン地区 (ドイツの

4) 'North Atlantic Treaty Organization' 当時は19カ国で構成されていたが、ユーゴ空爆は米軍主導で行われた。2004年3月にバルト三国など7カ国が加盟してNATO構成国は26カ国となった。NATOについては、その公式ホームページ (<http://www.nato.int/welcome.html>) を参照のこと。

5) UNMIKについては、(<http://www.unmikonline.org/index.html>) を参照のこと。また、その活動について『コソボメディア・ミッション報告書』(国際連合広報センター編、国際連合広報センター、2001年3月) が参考になる。

6) Guillaume, M., Marhic, G., et Etienne G., 'Le cadre juridique de l'action de la KFOR au Kosovo', *Annuaire français de droit international* 1999, tome XLV, 2000, pp. 308-334. 著者は3人ともフランス国防省法律問題局に所属しており、ギョームが同局長、マリクが主席顧問と武力紛争法部長を兼務し、エティエンヌは武力紛争法部の調査員である。

7) 最大規模5万人の多国籍軍で、NATO諸国を中心にロシアなど非NATO諸国19カ国も参加する (等雄一郎・福田毅・松葉真美・松山健二「国連安保理決議に基づく多国籍軍の『指揮権』規定とその実体」『調査と情報』第453号、2004年8月2日、8頁)。

指揮下)、東部ギニラネ地区 (アメリカの指揮下)、中央部プリシュティナ (イギリスの指揮下)、北部 (フランスの指揮下) を担当した⁸⁾。ここでは、コソボ北部のミトロヴィツァおよび同市周辺に駐留する北部多国籍旅団 (BMN-N) の活動を中心に時期的には2000年6月頃までのものを検討する。

1. 1999年6月9日の軍事技術協定

KFOR の設置は、1999年6月9日に締結された KFOR とユーゴスラヴィア連邦、並びにセルビア共和国との間の軍事技術協定に基づいている。同協定は、KFOR 司令官とユーゴ連邦軍参謀およびセルビア内務大臣により署名された⁹⁾。同協定の目的は、6月10～20日の間に段階的に敵対行為の停止を導く条件を規定することであった。その日程によればユーゴ地上部隊の撤退は、北部では6月10日、南部では6月15日、中央部では6月20日であった。ユーゴ空軍と防空手段は、6月12日にコソボを撤退しなければならなかった。

またこの停戦計画では、セルビアにおける非武装地帯 (コソボの行政区から25km幅の上空、地上では5km幅) の設置が規定されていた。他方でこの協定は KFOR の活動、特に、武力の使用を規律する重要な規定をもつ。

この協定は、フィンランドのアーティサリ大統領によりユーゴ空爆の終了直前まで行われた困難な交渉の結果である。国際治安部隊としての KFOR はこの文書で初めて規定され、これ以前には安保理決議などにも記載さ

れていない。非軍事的プレゼンスと安全保障プレゼンスに関して初めて言及された文書が、アーティサリ大統領によってミロシェビッチ大統領に示され、同文書はセルビア議会と連邦議会によって6月3日に承認された。そして、憲章第7章に基づいて KFOR を設置する安保理決議1244が採択される6月10日の前日、6月9日にユーゴ連邦は、KFOR とともに軍事技術協定に署名し、KFOR を承認した。この点につき同協定は、安保理がこの決議を採択しようとしていることに「留意する」と言及するにとどめている。

こうした日程が、何よりもユーゴにとって政治的重要性をもっている。それが予想外の法的帰結をもたらし、KFOR はその存在と法的能力を国際協定に見出すことになった。

KFOR に部隊を提供することになる諸国のうち一定の国家は、早くも1999年5月6日に KFOR に言及している。それは G8 の外相がペテルスブルク声明を採択した日であり、この声明は特に以下のことを明確にした。「NATO の実質的な参加を伴う国際安全保障プレゼンスが統一された指揮・統制のもとに展開され、コソボの全住民のための安全な環境を樹立し、全ての難民・避難民の安全な帰還を促進する権限を付与されねばならない」。

続いて1999年5月14日に、国連安保理理事国はこの声明に言及して、G8 の「外相によって採択された諸原則に従った政治的解決が実施されなければ、人道状況は悪化し続けるだろうということ」を強調し、「全ての当事者に対し、即時にこの解決に取りかかるよう」要請した (決議1239)。この5月6日の

8) 2003年になって、この5つの多国籍旅団は、中部、東北部、東部、南西部の4つに再編された。また、この4旅団のほかに KFOR 司令官に直属する、主に組織犯罪やテロの取り締まりを行う多国籍専門化部隊がある (等雄一郎など、同上論文)。また、担当地区については、巻末の地図を参照のこと。また、KFOR の公式ホームページによれば、2005年5月現在、KFOR は35ヵ国からの17,000人以上の兵員を擁している (http://www.nato.int/kfor/kfor/kfor_hq.htm, Kosovo Force (KFOR), NATO, 2005年6月14日)。

9) 署名したのは、KFOR 司令官ジャクソン将軍と、ユーゴ軍参謀マルジャン・ヴィッチ将軍およびセルビア内務大臣ステファノ・ヴィッチ将軍である。

G8声明は、その重要性から6月10日の決議1244の附属書とされ、安保理は「1999年5月6日に採択されたコソボ危機における政治的解決に関する一般原則を歓迎して」いる。

軍事技術協定は、その内容がKFORの存在の目的に合致しており、またG8の宣言により設定され、決議1244により確認されたこの軍隊の職務に関する権限を規定する諸条項を排他的に含んでいる。この軍事技術協定は、真の国際協定と看做され、そこに規定された義務は、様々な当事者を法的に拘束する。しかしユーゴスラヴィアにとってKFORとその構成国が正確にどのようなものであるかを署名の時期に知ることは不可能であった。

ユーゴスラヴィアが同協定に署名したことは、単に政治的に重要であるだけでない。法的にも署名は、セルビア部隊の撤退のみならず、KFORの地位と行動に関する合意の条項を承認することになる。これら条項は、もちろん有効であり、特に武力の使用を対象としている。この点につき同協定の第1条2項では、KFORが「コソボの市民全体のための安全な環境を樹立し、維持するために、またとりわけ、その任務を達成するために、必要な全ての行動をとる権限をもつ」と規定されている。そして第1条4項では、この協定により規定された義務の目的が次のように言及されている。「この協定の遵守を確保するために、並びに、国際文民履行プレゼンスや他の国際機構・機関およびNGOのための安定した環境に貢献するために必要とされる武力の使用を含む行動をとる権限を、特にKFORに付与すること」。より具体的に、この協定の附属書Bの第2項において「KFOR司令官は、KFORと国際文民履行プレゼンスを保護し、また、軍事技術協定と軍事技術協定が支持する平和解決に固有の責任を遂行するために、自ら必要であり適正であると判断する全てのことを行う権限をもつ」ことが明確にされている。

軍事技術協定の明確さは、特にKFORの軍事行動に重要な意義を与えている。決議1244の武力使用に関する文言は、この協定のものほど詳細ではない。同決議は、憲章第7章の名において採択されたけれども、武力の使用に関して明示的な規定をもっていない。安保理は、「任務を達成するために必要な全ての手段をとる」国際治安部隊を設置することを、加盟国と関係する国際機構に授權する(第7項)、と規定されているのみである。

この文言の違いは、目標の違いに関連している。決議1244の規定と同協定の規定は、各々、UNMIKとKFORの任務を対象としている。前者は、警察活動のために十分な強制を実施することができなければならない。他方で後者は、もしもの時には強度の戦闘まで行うことができないなければならない。

またこの協定の附属書Bは、その第3項において「KFOR、およびその要員・職員は、この協定の履行に関連する職務を遂行中に生じさせうる公的・私的財産に対する損害について、責任を負わない」と規定している。非常に簡潔なこの条項は、後に詳細に規定されることを想定している。附属書Bは続いて「当事者は可能な限り早急に軍隊の地位協定(SOFA)に合意する」と規定しているからである。この最後の部分は、その後、SOFAが締結されなかったために適用されなかった。こうした文書は、KFOR部隊が享有する免除の範囲や裁判管轄の優先権を明確にし、KFORがその活動に必要なサービスとインフラを利用しうる態様を規定したはずである。

2. KFORとUNMIKの特権免除

数千人の兵員が、パトロールし、時には人里離れた場所に展開し、絶えず移動し、10年の圧政の後の3ヵ月の軍事行動によって経済的に崩壊したコソボを建設、再建、整備する。このようにKFORは必然的に多くの分

野で活動する。特に公共の安全を維持するために、KFOR 部隊は戦術的かつ情報収集の上で明確に有利な位置にある地域に駐留することが肝要である。

この非常に多様な活動の法的枠組を設定することは、KFOR の兵員の不利益となる法的不安定さを生起させないために必要である。しかしその目的で、ユーゴスラヴィア連邦共和国とセルビア共和国の政治当局と SOFA の締結を交渉することは、KFOR とその構成国に明白な政治上の障害をもたらすことになる。その上、KFOR がユーゴ連邦と何らかの地位協定を締結する交渉は、UNMIK の権能を侵害することになる。UNMIK は決議 1244 の文言によれば、コソボにおいて一定の態様で事実上、統治する権能がある（刑事・民事管轄権や財政など）。従ってこうした交渉は開始されなかった。しかも先述のように、免除の問題や財産・サービスに対する裁量権に関する問題は、軍事技術協定ではほとんど触れられていなかった。

そうした欠如により必然的に生じる障害に直面した KFOR と UNMIK は、数ヵ月間の共同作業を行い、2000年6月20日になって特権免除に関する共同宣言を採択した。それは、軍隊の地位協定 (SOFA) を作成することなく、この種の文書において慣習的に記載される諸条項のなかでも最も重要なものを規定している。この宣言は UNMIK の権限により採択された。

UNMIK は、その1999年7月25日の第1規

則によれば、コソボにおいて「行政上、立法上の全権限」を有している。従って UNMIK は KFOR とともに、共同宣言において自らの地位および KFOR の地位を設定することができる。そして宣言とほぼ同じ内容が、2000年8月18日の UNMIK 規則において繰返し規定されることになった。「コソボにおける KFOR、UNMIK およびその要員¹⁰⁾の地位、並びに特権免除に関する2000/47規則」である。

ここでは、この UNMIK2000/47規則のなかでも KFOR 特権免除に着目したい。KFOR 並びにその財産、基金および資産は、あらゆる法適用過程から免除される。例えば、現地で採用された要員は、専ら KFOR の業務に関係する職務を遂行中に、彼らが行った口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関して、法適用過程から免除される。これ以外の KFOR 要員については、コソボ域内において彼らにより行われたあらゆる行政上、民事上、刑事上の行為に関して、コソボにおける裁判管轄権から免除される。これら要員は、各々の派遣国の排他的な管轄権に服する。したがって、各々の派遣国を代表して行動する人物によって行われる場合を除き、あらゆる形式の逮捕又は抑留から免除される。もし誤って抑留される場合には、同要員は、即刻、KFOR 当局に引き渡される（第2節）。

このように KFOR 要員は現地の管轄権から免除され、自国の管轄権に服することになる。他方で UNMIK は、KFOR とその要員に対し、

10) この規則の第1節では、この規則が適用される KFOR、並びに KFOR 要員、UNMIK が次のように定義されている。

“KFOR” とは、北大西洋条約機構の構成国、その下部機関、軍司令部、並びに各国要員・部隊を含む北大西洋条約機構、及び非 NATO の貢献諸国によって特別に構成された軍隊を意味する。

“KFOR 要員” とは、KFOR の軍事・文民要員の全員を意味し、それら要員には KFOR 軍司令官の権限により、或いは権限の下で独自の身分証明書が発出される。

“UNMIK” とは、コソボにおいて安全保障理事会決議 1244 (1999) に従って樹立された、暫定文民統治機構 (国連)、並びに人道問題 (UNHCR)、制度構築 (OSCE) 及び復興 (EU) の各部分を統合する国際文民プレゼンスを意味する。

その任務の達成に必要とされる公的な不動産および施設を無料で自由に利用できるようにするため、合理的な努力を尽くさなければならない(第8節)。

長い審議の末に結実したこの規定は、KFORによる占領に法的根拠を与えるものではない。また、KFOR構成員が私的な施設に配備されなければならないということが起こりうる。共同宣言およびUNMIK規則において、こうした場合の規定は存在しておらず、そうした配備の結果、その物件の所有者が抗議をするときに問題が生じうる。

一般的に、コソボでは不動産に関して法的な不明瞭さが大きい。というのは、土地の登記行政が困難な時期からほとんど回復していないからである。UNMIKが土地登記簿に関する機能を引き受けた事実は、少なくとも部分的にはこの障害を解決することができるにちがいない。

第2節 KFORとUNMIKとの関係

安保理決議1244によって設置されたUNMIK(国際的な文民プレゼンス)とKFOR(安全保障プレゼンス)は、5月6日のG8声明と決議1244の附属書に従って「共通の目標の実現を保障する」能力を持たねばならない。またこの決議は、UNMIKとKFORが同じ目標を追求し、相互に支援を行うことを確保するためにKFORと協調して行動する事務総長特別代表の任命を規定している。

1. 任務

決議1244の第9項においてKFORの任務が次のように規定されている。

a) 敵対行為の再発を抑止し、停戦を維持するとともに必要な場合には停戦を強制し、コソボにおいて展開している連邦と共和国の軍隊・警察および準軍事組織の撤退を確

保し、附属書2の第6項に規定されているものを除き、その再配置を防止すること。

b) 下記第15項の規定に従い、コソボ解放軍(KLA)および他のアルバニア系武装集団を非軍事化すること。

c) 難民・避難民が帰還することができ、国際文民プレゼンスが活動することができ、暫定的な統治が樹立されることができ、また、人道援助が提供される安全な環境を樹立すること。

d) 国際文民プレゼンスが公共の秩序と安全の維持を確保する責務を引き受けることができるようになるまで、その確保をすること。

e) 国際文民プレゼンスが地雷除去を監督する責務を引き受けることができるようになるまで、監督すること。

f) 国際文民プレゼンスの活動を適宜、支援しその活動と密接な調整をすること。

g) 必要に応じて国境を監視する任務を行うこと。

h) 国際安全保障プレゼンス自体の、並びに国際文民プレゼンスおよび他の国際機構の保護と移動の自由を確保すること。

同様に決議1244第11項においてUNMIKの主要な責任が規定されている。

a) 附属書2およびランブイエ合意(S/1999/648)を十分に考慮しながら、最終的な解決までの間、コソボでの実質的な自治と自治政府の樹立を促進すること。

b) 必要な場所で必要な期間、基本的な文民行政機能を果たすこと。

c) 政治的解決がなされるまでの間、選挙の実施を含め、民主的かつ自律的な自治政府のための暫定的な制度の発展を組織し、監督すること。

d) こうした機構が設置されるのに従い、コソボの現地暫定機構と他の平和構築活動の

統合を監督かつ支援しつつ、行政責任を移譲すること。

- e) ランブイエ合意 (S/1999/648) を考慮しながら、将来のコソボの地位を決定する政治プロセスを促進すること。
- f) 最終段階で、コソボの暫定機構から政治的解決に基づいて設立された機構への権限の移譲を監督すること。
- g) 中心的な社会基盤の再建およびその他の経済復興を支援すること。
- h) 国際的な人道機関と調整して、人道援助および災害救援活動を支援すること。
- i) 当面の間、コソボで勤務する国際警察要員の展開を通じて、現地の警察組織を設置することを含め、法と秩序を維持すること。
- j) 人権を保護し、促進すること。
- k) 全ての難民・避難民が妨害されることなく安全にコソボに帰郷できるようにすること。

このように KFOR と UNMIK の任務は、各々の能力との関係において全く異なる分野に属している。しかし両者は、同様の権限を行使することもある。例えば KFOR は、「国際文民プレゼンスが公共の秩序と安全の維持を確保する責務を引き受けることができるようになるまで、その確保をする」。これと平行して、UNMIK は、現地の警官隊を組織することにより、また当面はコソボでの国際警察要員を展開することにより、秩序を維持しなければならない。

ここで決議1244では、KFOR と UNMIK との間に連続性をもたせているように見える。UNMIK は KFOR に割り当てられた職権を可能になったときに順次、引き受ける、というものである。しかしこの見解は決議の仏語版と英語版が異なっているために、検討を要する。2つの版は全て一致しているわけではない。決議1244の仏語版は KFOR と UNMIK に「公共の秩序と安全を維持する (maintien

de l'ordre et de la sécurité publics)」という類似した任務を割当てているが、英語版では KFOR の「公共の安全と秩序を確保する (ensuring public safety and order)」(第9項 d) という職務と、UNMIK の「法と秩序を維持する (maintaining civil law and order)」(第11項 i) という職務に区別している。このように仏語の文言は、2つの国際プレゼンスに共通する1つの任務を規定しているが、英語版においては使用された用語が異なっている。この英語版の用語について次の2つの解釈がある。

1つには、‘civil law concept and order’ という文言はフランス法における‘民法’ではなく、公共の秩序維持と理解される観念に言及していると解釈されうる。この意味では‘civil law and order’ と ‘public safety and order’ という用語の間には、法的な解釈として相違は存在しない。ただ、KFOR と UNMIK の任務について上記のように異なる用語が使用されたことで、KFOR の任務がコソボにおいて安全な環境の回復に貢献するという一時的なものであり、その後、UNMIK が回復された秩序を維持する任務を負うということが明確にされている。

もう1つの解釈によれば、UNMIK は公共の秩序と安全の維持の任務に加えて、民法を適用する特権を有する。この違いは、非常に広範な職務、中でも司法制度の回復という職務 (KFOR には割り当てられ得ない職務) に対応している。しかしこうした解釈は、決議1244の採択に至る審議からは生じないようである。全ての国家は、公共の秩序と安全の維持の態様について時期によって違いはあるものの、KFOR と UNMIK が同じ責任を負っているとみなしている。いかなる国家も UNMIK が民法を適用する特権を有するという解釈をしていない。

このように後者の解釈は否定され、公共の秩序と安全の維持に関して決議1244では明

示されていないけれども、KFOR から UNMIK へとその任務が漸進的に実施されるものと想定されていると考えることができる。同様のことが地雷除去に関しても言える。なぜならば KFOR は「国際文民プレゼンスが地雷除去を監督する責務を引き受けることができるようになるまで、監督」しなければならないからである。

2. 規範制定業務

このように KFOR と UNMIK の職務権限が部分的に重複していることは、現地状況を考慮に入れればやむをえなかった。KFOR は、規範の制定に関しても、役割を分担することができたはずである。1999年6月末にコソボで展開された悲劇的な事態は、その複雑さ故に、軍事技術協定および決議1244との関連で、補完的な規範制定業務を必要とした。KFOR は、その業務に参加するために規範を制定する権能を有しているかどうかという問題が提起される。

実際には、補完的に規範を制定する仕事は、決議1244から見て、コソボの暫定的な統治の任務を負った UNMIK によってのみ実施され得る¹¹⁾。決議1244の第10項では、UNMIK が「コソボの全住民に平和的に、かつ正常な状況で生活することができるために必要な、暫定的・民主的な自治の制度を設置し、監督することと同様、過渡的な統治を提供する」と規定されている。

KFOR としては専ら、その権限に関連して、特に、公共の秩序と安全の維持に関する権限の行使に必要な基準を制定する権能を有する。この枠組において KFOR は安全地帯を設置し、夜間外出禁止令の発布などを行なう¹²⁾。こうした決定は、KFOR に特有の責任

を発現したものである。それら決定は、UNMIK 規則の適用とは解釈されない。

1999年7月25日の UNMIK 第1規則は、1999年6月10日に遡って発効したと看做されるのであるが、決議1244の諸規定を明確にしている¹³⁾。特に重要なのは、「行政、立法の権限および司法の権限が UNMIK に移され、事務総長特別代表によって行使される」という規定である。この第1規則は、全ての公務員がコソボ域外へ出ることによりその機能を停止した、一地方の暫定的な統治が、非常に広範な権限の承認によって必然的に、この統治に責任のある機関へ移行するという事実を考慮に入れている。この場合 UNMIK は、最大の権限配分をすることを承認されている。しかも第1規則は、決議1244とともに UNMIK の立法権限に根拠を与える真の法令であって、後の規則1つひとつの根拠となる。既に述べたように UNMIK の規則が、UNMIK と KFOR の地位を決定するために、2つのプレゼンスによって策定された共同宣言を修正することができるのは、この根拠に基づいているからである。

1999年12月12日に採択された第24規則¹⁴⁾と第25規則は、これも遡及的に6月10日以降適用されるのであるが、ともに第1規則を補足する。第24規則は、コソボに適用される法が何であるかを明確にしている。この新規則の本質的な関心は、有効なユーゴスラヴィアの法規則は、コソボの自治が廃止される前の1989年3月22日に有効であった法規則であることを指摘することである。しかし、この日付以降のユーゴ法であっても差別的でないもので、後にいかなる規定も存在しない場合には適用される。

さらに第24規則は、UNMIK 規則全体が、

11) 例えば、1999年6月から2000年5月の間に約40の規則が事務総長特別代表により署名された。

12) 例えば、ミトロヴィツァで2000年2月以降、北部多国籍旅団司令官が行った。

13) コソボにおける暫定統治機構に関する1999/1規則 (UNMIK/REG/1999/1, July 25, 1999)。

14) コソボにおいて適用される法に関する1999/24規則 (UNMIK/REG/1999/24, December 12, 1999)。

コソボに適用される法の一部を構成するということ、また、この法の執行者は、人権に関する国際基準を尊重して行動しなければならないことを確認している。第25規則は、第24規則の修正により無効となった第1規則の内容を廃止している。

他の諸規則は、4つの分野に分類される。それは、UNMIK に付与された任務の範囲を反映している。この4分野は(1)財政問題、(2)経済と所有権、(3)司法問題、(4)行政・警察と安全保障に関するもの、である。決議1244から派生した法は、コソボに適用される法規範全体において増大しつつある地位を占めている。

第3節 KFOR と旧ユーゴ国際刑事裁判所との協力

1. KFOR の裁判所との協力義務

旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所と協力するという諸国の義務は、同裁判所を設置した1993年5月25日の安保理決議827から生じている。この決議によれば「全ての国家は、国際裁判所とその機関に協力する(……)。全ての国家は、この決議と規程の諸条項を適用するために、その国内法によって全ての必要な措置をとる(……)」¹⁵⁾。このように裁判所への協力義務は、国連加盟国に個別に適用される。したがって、決議827によれば、KFOR としてではなく、KFOR に参加している構成国が個別に協力義務を負う。

一方、KFOR を設置する決議1244では安保理は明確に「国際部隊を含む全ての当事者が全面的に旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所に協力するよう要求」している(第14項)。このため KFOR は、同裁判所に協力し貢献する直接的な任務を負うことになった。

KFOR の多様な協力義務の中でも主要なものは、訴追された人物の尋問(1'interpellation) である。

KFOR は、即刻、この義務をその作戦行動規則に加えた。例えば ROE L.31¹⁵⁾では、「旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所により訴追された人員の拘束は、KFOR の兵員が自らに割り当てられた仕事の実施において協力する人々とともに行うことになるのであるが、授権されている」。

他方で、裁判所との間の協力の態様に関して法的枠組を明確にすることが必要である。KFOR と裁判所の間には協力に関する協定が存在しておらず、KFOR の展開が差し迫っているとき、裁判所の現地代表と、コソボに駐留している KFOR 構成国の指導者との間でアドホックな覚書により協力について取り決められた。例えばフランスの場合、KFOR 司令官代理と国際検察官代理との間で1999年8月の書簡の交換により規定され、それ以降、裁判所との情報伝達の安定した手続きが樹立された。

2. 裁判所との協力に関する多様な側面

KFOR による裁判所への協力は、2つの主要な側面を有している。1つは、裁判所の調査官の保護と訪問地の安全確保であり、2つ目は、調査を実施することにより、国際人道法違反に関する技術的支援を行うことである。

まず第1の側面について。KFOR の役割は、裁判所調査官が法医学上の調査を行う際に安全を保障することである。死体置場へ国連職員が赴くことは、実のところ、あらゆる非常事態を回避するために軍隊のプレゼンスを必要とする¹⁶⁾。また、KFOR は、意図的な証拠の破壊、あるいは犠牲者の家族が死体を回収

15) この規則は、ROE-OPLAN 19413 «Joint Guardian» のこと。この規定は、KFOR 旅団の全ての作戦命令に挿入されている。

16) 例えば、1999年10月ミトロヴィツァにおけるアルバニア系住民の犠牲者の埋葬に関する事件のように。

することなどを全て防止するために、調査場所の安定化に取り組む。さらに KFOR は、調査地点での地雷除去を行い、死体置場で必要な行動に関する物理的な手段（車両・要員・収容）を提供する。

次に、裁判所への協力に関する第 2 の側面について。国際人道法の重大な違反に関する技術的な支援は、何よりもまず、法医学の専門家グループを裁判所が自由に使用できるようにすることである。1999年5月5日～6日に裁判所のルイズ・アルブール主任検察官がパリを訪問した後、フランスは、その法医学グループを裁判所が自由に利用できるようにすることで、検察官室に強力な援助を提供した。フランスと裁判所との間の協定によれば、このグループは、パリ法医学研究所長ドミニク・ルコント教授に指揮され、裁判所への申立てが最多のコソボ北部において調査を行った。

旧ユーゴ裁判所の完全な指揮下に置かれるこのグループは、ルコント教授の他、フランス国家警察の管区警視正の下にある警察官、憲兵隊中佐の下にある憲兵を含んでいた。同グループは、約10ヵ所の死体置場で、数百の死体の発掘と検死に取り組んだ。実施された全ての事実確認措置は報告され、裁判所の検察室に伝えられた。この経験は、1999年9月に第2のグループの派遣によって繰り返され、続いて2000年4月～5月に第3グループが任務についた。

第2の側面の裁判所への技術的援助の2点目は、証拠を発見し、調査を行うことであった。その目的は、裁判所の調査団との連絡を確保することと、一応の証拠を公訴提起のための書証に入れることができることを裁判所へ知らせることであった。

KFOR に通報された死体は、調書の対象となり、続いて裁判所の検察官室へ回された。この法定確認は2つのタイプに分類される。1つは、裁判所の管轄権内にあることが明白

な事実に関するもの。2つ目は、最終的に裁判所による調査手続きの対象となり得る情報に関するもの。全ての手続きの記録は、コピーで検察官室へ送られ、送られた文書を検察官が周知しているということを証明する書面となった。

フランスでは、自国領域に受け入れたコソボ難民の証言を収集するために、検察官室の明示的な要請に従って、証拠収集の特別な態様が設定された。そうした要請は、アルブール主任検察官によって早くも1999年4月に出されていた。その目的は、そのときコソボにおいて国際人道法の重大な侵害に責任があると看做される人物を訴追するために、証拠収集につき検察業務を援助することだった。

収集した情報に基づいて、裁判所の主任検察官は、コソボで行われた犯罪につき5人を起訴した。それは、ミロシエビッチ、Milutinovic, Sainovic, Ojdanic, Stojiljkovic である。彼らは、1999年5月22日の起訴状によれば、コソボにおける人道に対する罪、並びに戦争の法規・慣例違反を「計画し、並びに、教唆し、命令し、犯したか或いは他の全ての態様で支援し、計画するか準備する、或いは実施することを助長した」。

こうした犯罪を行った他のほとんどの個人は、コソボに設置された裁判所によって裁かれなければならない。実際、1999年9月の宣言のときに、裁判所の新主任検察官デルボンテ夫人は、既に発出された起訴状に関して、その努力を集中することを目指す戦略を公表した。

1999年12月のOSCEの司法計画は、旧ユーゴ裁判所がその権限を行使することを望まない場合に、ジュネーブ諸条約の重大な侵害を裁く権限のある戦争犯罪法廷の設置を規定していた。コソボ人ではない国際的な判事をミトロヴィツァにおいて最近、任命したことは、関係者を裁判にかけるもう1つの道となりうる。いずれにしろ、国際人道法の諸条約

の当事者であるユーゴスラヴィア連邦は、戦争犯罪に関係する起訴を、その国内法において人道に対する罪とジェノサイド罪の委員会に統合していた。この点は強調されるべきである。

第4節 KFOR による公共の秩序と安全の維持

コソボにおける KFOR の‘公共の秩序と安全を維持’するという任務は、平和の回復という一般的な職務権限の枠組において位置づけられる。それは、人道的に重大な事態が勃発したため、一主権国家の領域において憲章第7章に基づく強制的介入が必要とされ、その介入措置としての任務である。この任務は過去の経験と一定の共通点をもっているが、現地の警察権限を代行する任務であって、先例がほとんど無かった¹⁷⁾。この任務が展開される枠組は、国家の再建という非常に広かつ曖昧な論理のなかに置かれており、1999年6月の時点までに実施されたものとしては、微妙な差異はあるがカンボジアの例とボスニア・ヘルツェゴビナのモスタル市の統治の例のみであった。コソボの場合は、多国籍軍に割り当てられる任務に新たな類型を示すことになる¹⁸⁾。

その上、この活動は、文民プレゼンスの利益になるようにすることと、秩序維持の任務を行うという並立的な職務を付与された点でも、際立った特異性を示している。この事態はまた、それ自体、国連が20年にわたって発展させてきた文民警察の点からみても独特である。

主権国家の権力を示す公共の秩序に関する

一定の任務を遂行すること、すなわち現地の警察隊に替えて国際部隊を導入することは、必然的に関係国あるいは安保理の要請に依存している。文民警察の機能は多様なものであり、通常、現地警察の助言者となるか、或いは同組織を形成し、時には現地警察の活動の統制まで行うこともあった。公道における騷擾の場合に秩序を回復するという特権の行使、或いは司法警察に従事することは非常にまれであった。その点でもコソボは相対的に新たな事態である。

UNMIK の警察は、将来のコソボ警察 (KPS)¹⁹⁾を組織するという任務を負っているだけでなく、KFOR の後を継いでコソボ全域での警察機能を確保しなければならない。UNMIK のこうした活動について、ここでは KFOR の活動に関連するもののみ検討する。KFOR はその任務に基づいて、公共の秩序と安全の維持に関する多様な活動に取り組んだ。

1. KFOR による職務権限の実施

安保理決議1244は、軍事技術協定が署名された後に採択されたため、KFOR に課せられる‘公共の秩序と安全の維持’に関する任務を詳細に規定していない。確かに同決議では、幾つかの条項では詳細な規定を設けているものもある。例えば第9項cでは、KFOR に「難民や避難民が帰郷することができ、国際文民プレゼンスが活動することができ、また、暫定的統治が確立され得るために安全な環境を樹立する」任務を課している。しかし、この一般的な文言は明確にされることが必要である。

KFOR のこの職務の権限は通常、文民当局の権限に属する。1999年6月10日に決議

17) ソマリア、ハイチにおける例がある。

18) 同1999年9月に東ティモール、2001年12月にアフガニスタンで、2003年10月にイラクにおいて設置された多国籍軍が、KFOR に類似した任務を負うことになった。

19) KPS—UNMIK 警察は、2000年4月に北部多国籍旅団の区域において、現地の警察官35人を組み込んだ。

1244が採択された後、公共の秩序と安全の維持という任務を国際文民プレゼンスが担うことができるまで、KFORに配分したことは、緊急事態に直面するこの軍隊に、例外的な権限を付与するという国際社会の意思の表明であると理解されねばならない。こうした職務権限の配分は、KFORによりそうした特権が行使されるのであるが、国際法秩序において、憲章第7章に基づく安保理決議を導入した「緊急事態」を示している。混乱を停止するために危機における権限を配分することは、公共の秩序が重大な危険に直面する場合と同様の国内法に対応している。

KFORが担う公共の秩序と安全の維持は、このように広く解釈されており、古典的な安全・平穏・衛生の3点に限定されない。それは行政警察を越えて、違反の確認と抑止、並びに証拠および裁判所により訴追された人物の捜査に関連する司法警察の任務まで包含することを意味している。

現地での状況に関連して、KFOR司令官は、国連事務総長特別代表との大幅な協力に留意しつつ、重大な措置を援用する根拠を与えられた。その措置には、夜間外出禁止令の発布から武力の使用、一時的・個別的な自由の剥奪を伴う安全保障措置の採用までもが含まれる。それは、KFORと同じ任務を遂行するUNMIKについても同様であった。

KFORとUNMIKの職務権限のこの同一性を考慮に入れると、主要な問題は、一方から他方への権限の移譲の問題である。KFORにとってこの任務は、UNMIKが部分的に、そして全面的に任務を引き継ぐまでの一時的なものである。UNMIKの警察は、事務総長特別代表が派遣する高等弁務官の指揮下に置かれる。東ティモールの場合と違って、UNMIK警察とKFORは、文民プレゼンスと安全保障プレゼンスという別々の2つのヒエ

ラルキーに属している。

最後に、公共の秩序と安全の維持という任務のKFORからUNMIKへの移譲は、協調と後に続く段階の明示という問題を提起する。実際にはこの移譲は、地理的観点からも、機能的観点からも統一的な態様では実施されない。

北部多国籍旅団に関しては、1999年10月22日の協定²⁰⁾に従ってUNMIK警察は、第1段階としてミトロヴィツァ郡(*obstina*)においてKFORの憲兵隊要員を司法警察と行政警察に関して交代した。この北部区域の他の4郡において司法警察と行政警察の任務を実施することは、憲兵隊とUNMIK警察とが、特にパトロールの面で共同で仕事をすることを意味した。

KFORの権限をUNMIK警察に移譲するというこのプロセスの開始は、北部区域において同警察の配置変更を必要とした。しかしミトロヴィツァ郡では、公道における混乱の場合に秩序を維持する機能は1999年10月の時点ではUNMIK警察に移譲されえなかった。実際、現地の状況と、この任務に専ら従事するUNMIK警察に属する部隊が存在しないために、北部区域においてこの任務は、2000年6月現在、依然としてKFORの責任に属していた。

UNMIK警察の段階的配置とKFORからUNMIKへの権限の最初の正式な移譲は、北部区域ではKFORにより実施された正常化政策の第1段階に対応していた。2000年2月に緊張が露呈し、UNMIK警察が騒擾を抑えることができなくなり、KFORによる例外的措置の援用が必要となった。10月22日にUNMIKに移譲された一定の特権を、ミトロヴィツァにおいてKFORがもはや使用することができなくなったときにも、それは同様であった。このように、公共の秩序と安全の

20) UNMIKのミトロヴィツァ地区警察司令官とKFOR旅団司令官の間で締結されたもの。

維持の任務の移譲に関するメカニズムは困難な返還性に直面した。

この点で、武器を使用した行動の再燃によって、広い職務権限と武力使用を授権する作戦行動規則 (ROE) が必要となった。この作戦行動規則は、KFOR の行動に関連する規則全体²¹⁾ のことである。脅威の程度に応じて同規則は一般的に、禁止、或いは制限、許可の表現で作成された。禁止する形式の規則は、特定の行動をとらないという命令であり、許可する形式の規則は、この任務を達成するために必要であると看做される場合、その特定の措置がとられうることを司令官に示す指令である。

KFOR に関して31項目の作戦行動規則が NATO によって作成された。そのうち11項目が武力紛争法の下での軍事力の使用、並びに武器の使用条件、および武器の使用の脅威に関連する問題を規律する。他に次のようなものがある。

- 8 項目：人員の拘束について。
 - 1 項目：拘束者の監視について。
 - 1 項目：身体検査について。
 - 2 項目：敵対的な人員の武装解除について。
 - 2 項目：警告と威嚇射撃について。
 - 1 項目：秩序の維持と催涙ガスの使用について。
 - 2 項目：敵対者の確認手段について。
 - 2 項目：電子機器と無線電信に関する対抗措置の手続きについて。
 - 1 項目：旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所との協力について。
- これら作戦行動規則は、軍事作戦の行為に

適合するよう作成されており²²⁾、公共の秩序と安全の維持という任務のあらゆる側面において適用される。この多目的性により、これら規則は注意深く読むことが必要である。例えば、現地の事態が治安の乱れという事態において緩和を示しているとき、この指令は、武力の使用という命令に対する何らかの制限としてではなく、現地の政治的背景や状況から見て、授与された資格の軽減として理解されねばならない。反対に、2000年6月の安全に関する状況は、重大な犯罪行為あるいは KFOR 要員に対する武力攻撃を終わらせるために軍事介入に訴える権限の必要性を例証した。

2. 北部区域における KFOR の活動

コソボに展開された KFOR の総定員約 4 万人のうち約 9 千人が、北部区域に配置された²³⁾。この北部多国籍旅団のなかの憲兵隊²⁴⁾ は、特に秩序の維持と司法警察の任務にあたった。この憲兵隊は 5 小隊に分かれ、そのうち 4 小隊がミトロヴィツァで常時維持され、第 5 小隊が Vucitrn に展開した。他の北部区域は KFOR 部隊によって担当された。同部隊は、調書の作成や訴訟手続の開始を必要とする違反の確認という状況では、憲兵隊の助けを求めた。

1999年10月、北部区域において UNMIK 警察が司法警察と行政警察の一定の任務を再開するとすぐに、秩序の維持という任務²⁵⁾、並びに調書の作成や違反の確認以外の司法警察の任務²⁶⁾ を確実に遂行するために、新たな憲兵中隊が展開された。1999年9月以降、憲兵隊はミトロヴィツァにおいて、特に秩序

21) 同規則は、1'OPLAN OTAN 10413 «Joint Guardian» の附属書に記載されている。

22) ただし 1 項目のみが、暴動対処手段の使用を規定している。

23) そのうち約 4,000 人が仏兵である。

24) 1999年9月時点で、約 140 人の憲兵 (機動憲兵 90 人と地方憲兵 50 人) で構成されていた。

25) 機動憲兵 85 人が担当した。

26) 地方憲兵 20 人が担当した。

の維持を任務とするフランス陸軍の一中隊(140人)によって支援された。

1999年10月に北部多国籍旅団の作戦命令により、次の任務が憲兵隊の分遣隊に割当てられた。

- ・UNMIK 警察が、実効的にその任務につくまで、公共の秩序と安全の維持を確保すること。
- ・軽罪と重罪という違反を防止し、失敗した場合にはそれを確認すること。
- ・そうした違反の容疑者を確認し、尋問し、最終的に拘禁すること。
- ・民間の環境との関連で、軍隊の安全の確保に貢献すること。
- ・国際機構と NGO のメンバー、および文民たる住民の安全確保に貢献すること。
- ・政治上、行政上の権威が存在しない場合、UNMIK がその権威を代行するのを待つ間、行政警察の任務が憲兵隊の分遣隊の権威のもとで実施されること。
- ・司法警察については、UNMIK と OSCE の統制のもとで活動する司法官で構成される常設裁判所の司法官の権威の下で、現地の法が適用される。

ミトロヴィツァの外側で、或いはミトロヴィツァにおいて UNMIK 警察により実施されなかった任務の範囲に応じて KFOR フランス部隊²⁷⁾は、1999年10月以降、公共の秩序と安全の維持に貢献し続けた。2000年2月に発生した重大な出来事、並びにこの時期に北部多国籍旅団が受け持つ区域における暴力の再燃によって、KFOR は、コソボ北部において安全な環境のための条件を創出するために多くの作戦を実施することになった。

これら KFOR により実施された公共の秩序と安全の維持の活動は、4つの活動分野に分けられる。それは、(a)武装解除、(b)監視と

統制、(c)公道での秩序の維持、(d)司法警察、である。

(a) 武装解除

武装解除は、KFOR の第1の任務である。

決議1244の文言によれば、KFOR はまず第1に「コソボ解放軍およびコソボにおける他のアルバニア系武装勢力を非軍事化」しなければならない(第9項b)。

北部区域における安全状況の悪化は、何よりも、文民たる住民の日常の武装解除を必要とした。そこで行政警察(公道における統制という任務)と司法警察(武器や爆発物の所持に関する規制に対する違反を抑制する任務)という古典的な組合せが重要となる。北部多国籍旅団の作戦命令(同様に、特定の作戦行動規則)は、この点に関して、出回っている武器を押収するために車両や人員、財産の捜索が行われうると規定している。

1999年6月から2000年1月に北部区域において多数の武器を押収したことはしかし、この区域において武装した犯罪行動を根こそぎにするには十分ではなかったもので、捜索と武装解除の作戦の継続は、その後も正当化されることになる。

2000年2月19日以降のミトロヴィツァでのイヴァ川沿いでの予防的な信頼醸成は、KFOR と UNMIK 警察の混合の捜索グループにより実施された共同の仕事に関する適切な一つの例を提供している。

(b) 行政警察：監視、統制、情報

公共の監視という一般的な任務の枠組みにおいて憲兵隊の分遣隊は、KFOR の部隊の支援を受けてミトロヴィツァ区域において定期的なパトロールを実施した。この分遣隊は、この都市のあらゆる地点に迅速に介入できるように配置された。憲兵隊が存在するだけで、

27) 憲兵隊と陸軍。

多くの重罪や軽罪の発生を防止することが可能となった。

秩序維持に関する多くの活動はあらゆる分野で実施され、公衆衛生の活動も含まれる。その活動は、時にはほとんど警察の活動という形をとらず、公共業務に近い。このように公衆衛生に関して、KFOR は展開の当初、ミトロヴィツァに散在する死体の除去と納棺という最低限の業務に従事した。また KFOR は、時にはゴミの回収に貢献した。

(c) 行政警察：秩序の維持、公道での騷擾の場合の群衆統制

当初展開した部隊は、戸外の作戦における「秩序維持」の作戦行動に適合する態勢を迅速にとらなければならなかった。もともとこうした作戦は、司令部によって「治安維持」「介在」あるいは「群衆統制」と呼ばれることがある。一方、秩序の維持は、安全に対する脅威が存在する場合にのみ群衆を解散させる職務を援用することを展開した部隊が授權されている限り、群衆統制とは区別された。

もともとこうした事態においてとられる配置は、イヴァ川の両岸に、陸軍部隊に支援された約40人の憲兵を展開することであった。

コソボにおける公共の秩序と安全に対するこの新たな「脅威」の形態の出現によって、UNMIK の北部区域統治官 Martin Garrod 卿は、1999年9月21日にデモへの参加の動機、並びに参加者数、場所、旗の使用を示すデモ計画の予告に関する指令 (directive) を出さざるをえなかった。同指令によれば、48時間前までに予告されないデモは全て解散措置の対象となる。

①ミトロヴィツァでの夜間外出禁止令の発布

2000年2月に北部多国籍旅団が担当する区域において、暴力が再燃した。2月2日に、セルビア系住民の飛地に向かう UNHCR のバスが対戦車ロケット弾により攻撃された。こ

の暴力に刺激されてミトロヴィツァでは同2月3日の夜から4日にかけて8人が殺害されるに至った。

2月を通して暴力的なデモに直面した KFOR は、同2月13日に武力攻撃を受け、ミトロヴィツァにおいて秩序回復活動の実施が必要となり、UNMIK 警察が56人に対して尋問し、そのうち38人を拘束した。2月28日には Sbria で KFOR のロシア兵が殺害され、続いて同3月7日にはアルバニア系住民とスラブ系住民の間に入った KFOR 兵士は手榴弾による攻撃を受けた。こうした北部区域における安全状況は、2000年の最初の3ヵ月の間続いた。

2000年2月2～4日の北部多国籍旅団担当地区、特にミトロヴィツァにおける事態の重大性と緊急性によって夜間外出禁止令の発布が必要となった。KFOR 司令官と合意し、UNMIK の権限ある当局と協議をして、北部多国籍旅団司令官は、目下の状況を見て時間毎に代わる夜間外出禁止令を何度か更新することになった。この夜間外出禁止令は、2000年5月の段階でも依然として中止される状況にない。

KFOR は、軍事技術協定と決議1244により付与された特権に基づき夜間外出禁止令のような措置をとる可能性を有している。夜間外出禁止令の発布については、UNMIK の現地当局との協議の後に KFOR により、そのコソボにおける職務権限において適宜行われる決定に属する。この措置は、担当区域における安全な環境を維持するための緊急措置を構成する。夜間外出禁止令は、住民に広く受け入れられ尊重されている措置であり、この措置の適用期間中に侵害は生じていないことが注目される。

②安全保障措置：信頼地帯、並びに滞在禁止、一時的安全保障のための勾留
ミトロヴィツァでの公共の秩序に対する脅

威の存在と暴力の拡大により、北部多国籍旅団司令官は法の支配を尊重させるために集団的・個別的な安全保障措置をとることになった。

まず、軍司令部は1999年8月12日に事務総長特別代表により採択された UNMIK 第1999/2規則により、潜在的な扇動者に対して隔離の個別的な措置をとる権限を与えられた。この規則は、公共の秩序に対する脅威の概念に関して正式の定義を示している。容疑者は、規定された措置を尊重するために必要であれば最長12時間、この規定に基づき拘束される。

公共の秩序に対する脅威となる一定の個人による夜間外出禁止令違反や、KFOR 部隊の公的な職務遂行における行動に対する妨害行為によって、ミトロヴィツァからの一時的な追放（10日～20日）という個別的な措置の採用が何度か必要となった。

事務総長特別代表は、第1999/2規則の適用という枠組において、ミトロヴィツァに信頼地帯を設置する第2000/1行政決定を2000年3月16日に採択した。

(d) 司法警察

司法警察は刑法違反を検証し、その証拠を収集し、行為者を捜索すること、並びに予審への道が開かれているときには、委任された予審管轄を履行する。その資格で KFOR は、多数の行為を行うに至った。

北部多国籍旅団の次々と出される作戦命令は、刑法違反、あるいは売春、麻薬取引、武器取引その他の闇取引に関して検証する場合に、その分野に関して全大隊がとるべき行為の態様を明確にした。1999年10月22日の UNMIK 警察と KFOR との間の権限移譲に関する協定によれば、憲兵隊は、司法警察の捜査を実施するために、事前に通告されねばならない。

憲兵隊は、告訴を受理し、困窮した状況に

ある住民から聴取することで、作戦の当初からミトロヴィツァにおける緊張を緩和し、信頼を回復させることに寄与した。その目的は、通常的生活への復帰を促進することであったが、紛争に関連する犯罪は、通常の犯罪と同じく、責任追及の対象となった。この時期に行われた捜査により、25人が勾留され、戦争犯罪の多くの訴訟手続が開始された。北部区域における KFOR の当初の活動は、1999年10月25日の UNMIK の統計にかんがみて、総合的に高く評価されうるものであった。この統計は、北部区域の犯罪率が5つの区域のなかで、最低であることを示した。例えば1999年8月22日以降、コソボ域内において確認された犯罪は2540件であったが、そのうち北部区域におけるものは4.5%であった。

憲兵隊を司法警察の捜査を行うために組織することは、KFOR にとって一般的な実行ではなかった。が、こうしたやり方は、特に勾留に関しての合法性の見地から、あらゆる行き過ぎた行為を避けるために非常に有効であった。フランス以外の部隊については、イタリア部隊だけが司法上の特権の行使においてフランスと同じような組織（Carabinieri）を有している。ドイツ、イギリス、アメリカの場合、その憲兵隊は司法警察として組織されていなかった。

他方で、司法機関が全く存在しないことは、KFOR にとって展開の当初、主要な障害であり続けた。

北部区域におけるこの空白は、現地の司法制度が存在しない場合に、最低限の司法手続に取組むことで、暫定的に埋められた。1999年6月28日の事務総長特別代表の第1号緊急命令により、合同諮問理事会（Joint Advisory Council）の創設が決定されたことで、現地の判事の選任を待って、巡回予審判事としてのこれら法律家の助力を得ることが、勾留と捜査手続の命令において可能となった。

行政警察に関して遭遇した諸問題と同様、司法警察の職務執行は、現地の刑法と刑事訴訟法がどのようなものであるかを確認するという実質的で基本的な難問に晒された。英語や仏語で利用可能な文書の入手が困難であることに関連して、現地の法について知識が無いということは、当初の明白な障害であった。この時期、UNMIK1999/1規則と1999/24規則により適用可能な現地法の施行を待つ間、補充手段としてフランス法が適用された。したがって、現地においてフランス憲兵はフランス法の適用の慣行に従って行動した。

憲兵隊は司法警察という特権を行使することより、後に、ユーゴスラヴィア刑法の特異性に直面することになった。その特異性とは、フランス法で認められているような警察官への司法警察官の資格付与をユーゴスラヴィア刑法はしていないように見えることである。これに関連して、2000年3月23日にUNMIK2000/17規則により、KFORの軍人がその職権において収集した予備的な証拠を現地の裁判機関が認証することになった。この規則が制定されるまで、現地の判事の任命の前に憲兵隊により着手された訴訟行為は全て、予審判事により最初から再開されねばならなかった。現地の法を厳格に適用した結果、こうした障害が生じたのであるが、この障害によって、KFORの職務権限のみを根拠とする例外的な諸規則の適用を現地の判事に強いることとなった。

行刑の運用は、原則としてKFORの職務権限に属していないとしても、司法警察任務の実施は、人の逮捕にまで至った。そして勾留は、国際基準を尊重する条件で実施されている。たとえ憲兵隊の分遣隊により実施される嚴重な警備が、ミトロヴィツァの警察署²⁸⁾

の施設で行われるとしても、勾留は、セルビア人地域であるミトロヴィツァ北部の勾留センターにおいてUNMIK警察により継続して実施される。こうして7人の憲兵が、兵站業務、並びに囚人の監視、面会の組織化を確保しつつ、同センターの管理を保障している。1999年7月に北部多国籍旅団の参謀本部に駐在する行刑当局のフランスの国家公務員が規則を作成する任務を与えられたため、フランスの基準に従った同センターの運用規則を作成することができた。この勾留センターは、この分野での国際的規範を尊重して、最大50カ所を利用することができる。1999年10月22日以降、UNMIK警察は、警察官19人で勾留センターの管理を確保しており、KFORは依然として同センターの保護と兵站業務の維持を担っている。

おわりに

KFORの行動の法的枠組は、非軍事的プレゼンスと軍事的プレゼンスの役割が相互に補完的であること、また、この軍隊に付与された任務の多様性、並びに、この地方における行政機構の不在という理由で、前代未聞の複雑さによって特徴付けられる。この法的枠組は、軍隊や住民に対する脅威に対応するための多様な性格・強度の措置をとることが保証されている一方で、当初の数カ月のコソボにおける状況の進展を示す緊張の緩和と回復に沿って、適合性があることが示された。国連憲章第7章のもとで授権された広範囲の行動を援用することによって、遭遇する危険の度合いに応じて、時折、軍事的強制を限定的に使用することになった。

ここではKFORの実行については、2000

28) ミトロヴィツァ南部の中央の町の西橋から500mにある Yougo Bank の諸施設は、1999年10月まで警察署、並びに、分遣隊の宿泊所として憲兵隊により使用された。ドアが鋼板であるなど安心で、また孤立していない環境にあるこれら施設において、憲兵隊は、住民に近接して捜査と監視を行うという状況で、日々の活動をすることが可能となった。

年6月までのものを紹介している。これ以降の
の実行については今後の課題としたい。

参考文献

I. 一次資料

1. 国際連合広報センター『コソボメディア・ミッション報告書』国際連合広報センター、2001年3月。
2. <http://www.nato.int/kfor/welcome.html>, Kosovo Force (KFOR), NATO. 2005年5月30日。
3. <http://www.nato.int/kfor/multimedia/maps.htm>, KFOR Areas of Responsibility (2003), Kosovo Force (KFOR), NATO. 2005年5月30日。
4. <http://www.unmikonline.org/index.html>, UNMIK, United Nations Interim Administration in Kosovo. 2005年5月30日。
5. <http://www.unmikonline.org/regulations/index.htm>, Regulations & Administrative Directions, Official Gazette, UNMIK. 2005年5月30日。

II. 二次資料

1. マイケル・イグナチエフ著、中山俊宏訳『軽い帝国 ポスニア、コソボ、アフガニスタンにおける国家建設』風行社、2003年 (Empire Lite: Nation Building in Bosnia, Kosovo and Afghanistan)。
2. 木村元彦『終らぬ「民族浄化」セルビア・モンテネグロ』集英社新書、2005年6月。
3. 町田幸彦『コソボ紛争～冷戦後の国際秩序の危機～』岩波ブックレット、1999年8月。

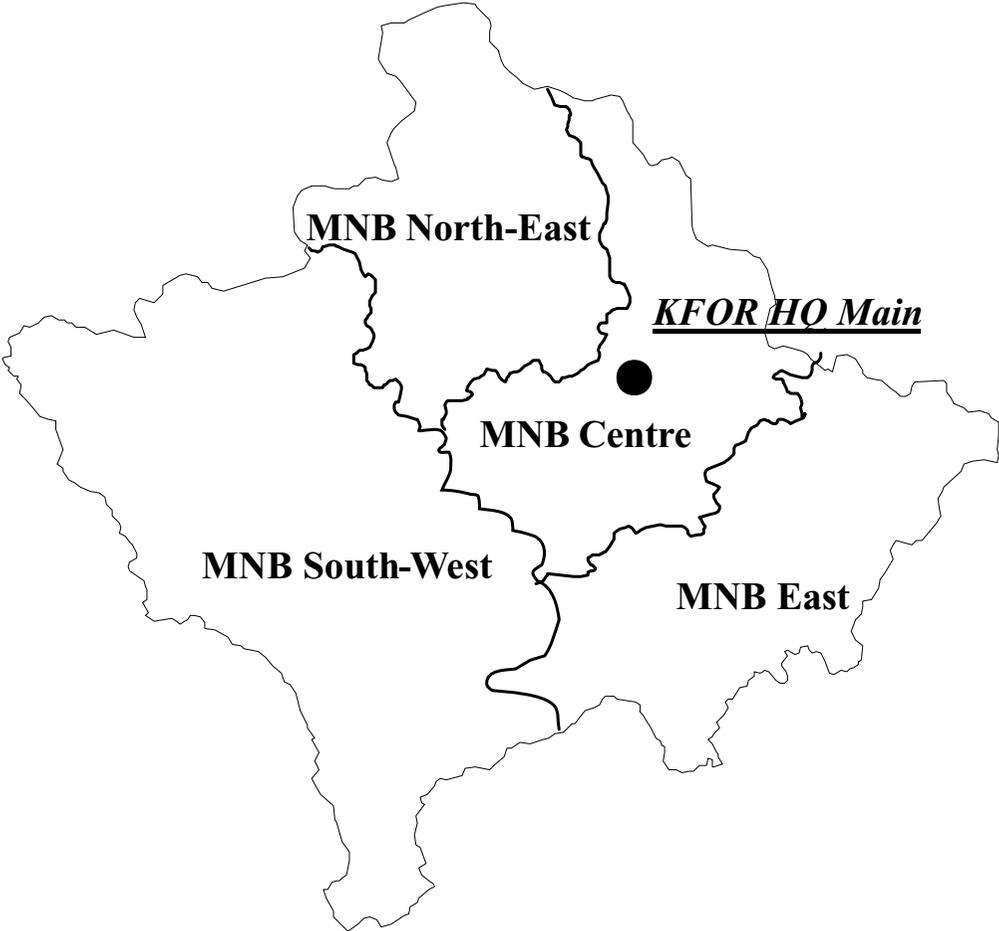
4. 等雄一郎・福田毅・松葉真美・松山健二「国連安保理決議に基づく多国籍軍の『指揮権』規定とその実体」『調査と情報』第453号 (2004年8月2日)、10頁。
5. 樋山千冬「冷戦後の国連安保理決議に基づく『多国籍軍』」『レファレンス』第53巻3号、2003年3月、22-46頁。
6. Malcolm, Noel, *Kosovo: A Short History*, New York University Press, U.K., 1998.
7. O'Neill, William G., *Kosovo: An Unfinished Peace* (International Peace Academy Occasional Paper Series), Lynne Rienner Publishers, Inc., US. 2002.
8. Cerone, John, 'Minding the Gap: Outlining KFOR Accountability in Post-Conflict Kosovo', *European Journal of International Law*, Vol. 12, No. 3, 2001, pp. 469-488.
9. Guillaume, M., Marhic, G., et Etienne G., 'Le cadre juridique de l'action de la KFOR au Kosovo', *Annuaire français de droit international 1999*, tome XLV, 2000, pp. 308-334.
10. Marcus, Maxine I., 'Humanitarian Intervention without Borders: Belligerent Occupation or Colonization?', *Houston Journal of International Law*, Vol. 25, No. 1, pp. 99-139, 2002.
11. Mertus, Julie A., 'Legitimizing the Use of Force in Kosovo', *Ethics & International Affairs*, Vol. 15, 2001, pp. 133-150.
12. Schroeder, Emily, The Kosovo Crisis: Humanitarian Imperative versus International Law, *The Flecher Forum of World Affairs*, Vol. 28, No. 1, Winter 2004, pp. 179-200.



Map No. 4069 UNITED NATIONS
October 1998

Department of Public Information
Cartographic Section

Multinational Brigades



<http://www.nato.int/kfor/multimedia/maps.htm>
KFOR Areas of Responsibility (2003), Kosovo Force (KFOR), NATO